first corporation

第13回 定時株主総会
招集ご通知

日　時

2024年８月23日（金曜日）午前10時

場　所

東京都港区赤坂一丁目８番１号
赤坂インターシティAIR ３階
赤坂インターシティコンファレンス

■ **決議事項**

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度改定の件

ファーストコーポレーション株式会社
（証券コード：1430）

証券コード　1430
2024年８月2日
（電子提供措置の開始日2024年８月1日）

株主各位

東京都杉並区荻窪四丁目30番16号
ファーストコーポレーション株式会社
代表取締役社長　中村　利秋

第13回 定時株主総会招集ご通知

拝啓　皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第13回　定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.1st-corp.com/ir/shareholder.html

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席いただく以外に、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、３頁の「インターネット・郵送による議決権行使方法のご案内」に従って、2024年８月22日（木曜日）午後５時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

１．日　　時　2024年８月23日（金曜日）　午前10時（午前９時30分 受付開始）

２．場　　所　東京都港区赤坂一丁目８番１号
赤坂インターシティAIR　３階
赤坂インターシティコンファレンス
（開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「第13回 定時株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。）

3．目的事項

報告事項　1．第13期（2023年６月１日から2024年５月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第13期（2023年６月１日から2024年５月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項　**第1号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

第2号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度改定の件

4．招集にあたっての決定事項

（1）代理人により議決権行使をされる場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。

（2）議決権の不統一行使をされる場合には株主総会の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

以上

◎当日ご出席の際は、資源節約のために本招集通知をご持参いただきますようお願い申しあげます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主の皆様も軽装でご出席くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎本総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項につきましてはお送りする書面には記載しておりません。

①事業報告の業務の適正を確保する体制及び上記体制の運用状況

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

インターネット・郵送による議決権行使方法のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合

スマートフォンまたはパソコン等から、以下の方法により議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

行使期限 ▶▶▶▶ 2024年８月22日（木）午後５時45分まで

「スマート行使」から

1 お手元の議決権行使書の右下に記載されたQRコードを読み取ってください。



- ✓ 従来の用紙記入・郵送が不要
- ✓ パソコンの起動・議決権行使ウェブサイトへの遷移が不要
- ✓ 面倒なID・パスワードの入力が不要

※「スマート行使」の議決権行使は１回のみ可能です。
再行使する場合は、「パソコン等から」と同様の方法で行使願います。

※スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。
※ご利用のQRコード読取アプリによっては操作が必要な場合もあります。
※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

パソコン等から

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

議決権行使ウェブサイト　https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

2 お手元の議決権行使書に記載された「議決権行使コード」を入力してください。



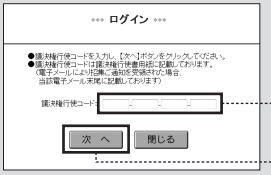

「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書に記載された「パスワード」をご入力ください。

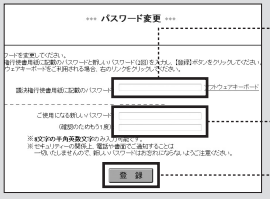

「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご不明な点等がございましたら、以下へお問い合せ願います。

システム等に関するお問い合せ先 ▶ みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524（受付時間　年末年始を除く9：00～21：00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

郵送により議決権を行使される場合

同封の議決権行使書に賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 ▶▶▶▶▶ 2024年８月22日（木）午後５時45分までに到着

議決権行使書用紙

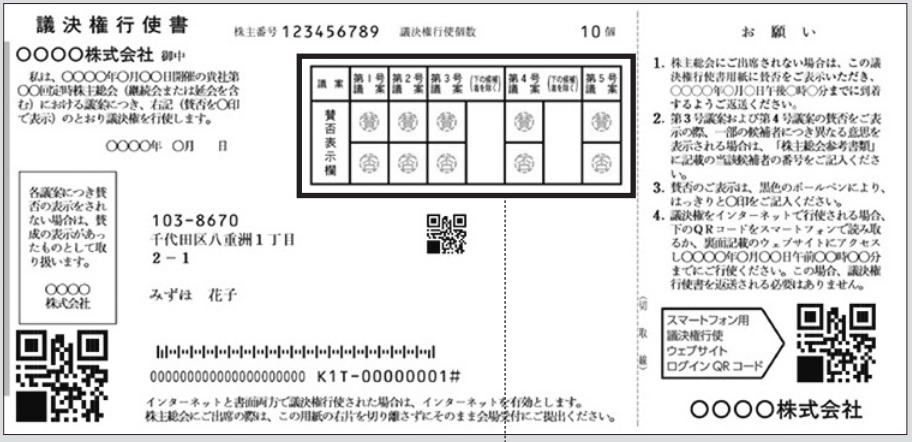

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

第１号議案

全員賛成の場合：	**「賛」の欄に○印**
全員反対の場合：	**「否」の欄に○印**
一部の候補者に反対する場合：	**「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

第２号議案

賛成の場合：	**「賛」の欄に○印**
反対の場合：	**「否」の欄に○印**

◎複数回に亘り議決権を行使された場合の取扱い

(1) インターネットによる方法と郵送による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

(2) インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）６名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者の指名にあたっては、業務執行における善管注意義務及び忠実義務を適切に果たし、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献するための資質を備え、当社の経営を適切に遂行する能力を有する者であることを指名の基準とし、独立社外取締役をメンバーに含む「指名検討会議」にての審議を経て、取締役会において十分に検討を行い決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況	専門性					
					企業経営	建築	不動産	財務会計	法務・リスクマネジメント	ガバナンス
再任 1	中村（なかむら）　利秋（としあき）	男性	代表取締役社長 兼開発事業本部長	23回／23回（100%）	●	●	●	—	—	●
再任 2	佐井賀（さいが）　豊（ゆたか）	男性	専務取締役 建築事業本部長 兼再開発事業担当 兼管理本部管掌	22回／23回（96%）	—	●	●	—	—	—
再任 3	横山（よこやま）　一夫（かずお）	男性	取締役 管理本部長 兼管理本部生産管理部長	23回／23回（100%）	—	●	—	●	—	—
再任 4	宮本（みやもと）　比都美（ひとみ）	女性	取締役 経営企画室長兼 コンプライアンス担当	23回／23回（100%）	—	—	—	●	●	●
新任 5	大戸（おおと）　領（りょう）	男性	執行役員 建築事業本部 工事部長	–	—	●	—	–	–	–
再任 6	藤本（ふじもと）　聡（さとし）　社外　独立役員	男性	取締役	23回／23回（100%）	●	—	—	—	●	●

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況	専門性					
					企業経営	建築	不動産	財務会計	法務・リスクマネジメント	ガバナンス
再任 7	柴山（しばやま）　久雄（ひさお） 社外 独立役員	男性	取締役	18回 ／18回 （100%）	●	—	●	—	—	●
新任 8	小野（おの）　貴樹（たかき） 社外	男性	—	—	●	—	●	—	—	●

<table>
<tr><td>候補者
番　号</td><td>氏　　名
(生年月日)</td><td>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</td></tr>
<tr><td rowspan="3">1</td><td>

再任

（なか むら　とし あき）
中　村　利　秋
（1950年11月21日）</td><td>1979年 5 月　㈲中村美装　取締役
1982年10月　ナカワ工業㈱（現 ファーストカルデア㈱）
設立　代表取締役社長
1990年 2 月　ランドワークス㈱　代表取締役社長
2007年 5 月　㈱中村設立　代表取締役社長（現任）
2011年 6 月　当社設立　代表取締役社長
2020年11月　ファーストエボリューション㈱　取締役
2021年 4 月　当社代表取締役社長
兼開発事業本部長（現任）
2021年10月　ファーストエボリューション㈱　代表取締役
2023年 8 月　ファーストエボリューション㈱　取締役
2024年 5 月　ファーストエボリューション㈱　代表取締役
社長（現任）</td></tr>
<tr><td>所有する当社の株式数</td><td>1,894,060株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
当社創業以来、代表取締役社長を務め、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たすとともに、当社の業容拡大と企業価値向上に向けリーダーシップを発揮し、多大な成果を上げてまいりました。
経営者としての高い見識、豊富な経験、実績を有することから、当社の更なる企業価値向上と持続的成長の実現に向け適任と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	再任 (さいが　ゆたか) 佐井賀　豊 (1956年2月6日)	1979年 4 月　東海興業㈱入社 2009年 5 月　同社　東京本店工事部長 2010年11月　同社　執行役員東京本店副本店長 2012年11月　同社　執行役員建設事業本部長 2016年 3 月　当社入社　建築部営業技術支援グループ長 2018年 6 月　当社　建築事業本部長 2018年 8 月　当社取締役　建築事業本部長 2019年 8 月　当社常務取締役　建築事業本部長 2021年 6 月　当社常務取締役　建築事業本部長兼再開発事業部長 2022年 6 月　当社常務取締役　建築事業本部長兼再開発事業担当 2024年 6 月　当社専務取締役　建築事業本部長兼再開発事業担当兼管理本部管掌（現任）
	所有する当社の株式数	13,400株
	【取締役候補者とした理由】 取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たすとともに、建築部門の責任者として、当社の業容拡大と企業価値向上に大きく貢献してまいりました。 高い専門性と見識、豊富な経験、実績を有することから、当社の更なる企業価値向上と持続的成長の実現に向け適任と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	再任 (よこ やま　　かず お) 横 山 一 夫 (1964年7月25日)	1987年 4 月　立入運輸㈱入社 1990年 6 月　大和建設㈱入社 2003年 9 月　ナカワ工業㈱（現 ファーストカルデア㈱）入社 2011年 9 月　当社入社　管理部長 2013年 5 月　当社取締役　建築部長 2015年 6 月　当社取締役　生産管理部長 2016年 6 月　当社取締役　生産管理部長兼採用・人材開発部長 2016年 8 月　当社取締役　生産管理部長兼総務人事部採用・人材開発特命担当 2018年 6 月　当社取締役　財務経理本部生産管理部長兼採用・人材開発特命担当 2019年 2 月　当社取締役　管理本部生産管理部長兼採用・人材開発特命担当 2021年 8 月　当社取締役　管理本部長兼生産管理部長兼採用・人材開発特命担当 2024年 6 月　当社取締役　管理本部長兼管理本部生産管理部長（現任）
	所有する当社の株式数	76,600株
	【取締役候補者とした理由】 取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たすとともに、主に建築工事の生産管理部門の責任者として、当社の業容拡大と企業価値向上に大きく貢献してまいりました。 高い専門性と見識、豊富な経験、実績を有することから、当社の更なる企業価値向上と持続的成長の実現に向け適任と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="3">4</td><td>再任

(みや もと　　ひ と み)
宮　本　比 都 美
(1966年3月14日)</td><td>1986年 3 月　赤井電機㈱入社
1998年 11 月　同社　コーポレートオフィス財務会計課長
2003年 8 月　山水電気㈱入社　財務経理部長
2010年 9 月　同社　財務経理部長兼総務部長
2014年 12 月　当社入社　経営企画室課長
2015年 8 月　当社　内部監査室長兼経営企画室課長
2016年 6 月　当社　内部監査室長兼経営企画室部長
2019年 2 月　当社　執行役員経営企画室長兼内部監査室長
2019年 8 月　当社取締役　経営企画室長兼内部統制担当
2021年 8 月　当社取締役　経営企画室長兼コンプライアンス担当（現任）</td></tr>
<tr><td>所有する当社の株式数</td><td>12,000株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たすとともに、経営企画、内部統制及びコンプライアンスの実務責任者として、当社の業容拡大と企業価値向上に大きく貢献してまいりました。
高い専門性と見識、豊富な経験、実績を有することから、当社の更なる企業価値向上と持続的成長の実現に向け適任と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>候補者
番　号</td><td>氏　　名
(生年月日)</td><td>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</td></tr>
<tr><td rowspan="3">5</td><td>新任

(おお と　　りょう)
大　戸　　領
(1971年10月21日)</td><td>1992年 4 月　㈱ユーディーケー入社
2007年 7 月　ファーストカルデア㈱入社　工事課長
2012年 2 月　当社入社　建築部工事グループ工事長
2018年 6 月　当社　建築事業本部工事部長
2022年 6 月　当社　執行役員建築事業本部工事部長(現任)</td></tr>
<tr><td>所有する当社の株式数</td><td>12,000株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
当社入社以来、建築部門の現場責任者及び本社建築部門の実務責任者として、当社の企業価値向上に向けた施策を立案・実施し、当社の業容拡大と企業価値向上に大きく貢献してまいりました。
事業会社における豊富な職務経験とマネジメント経験、建築施工に関する高度な知見を有しており、経営会議メンバーとして当社の経営全般に携わる等、取締役として相応しい経験と能力を有していると判断したため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
6	再任 (ふじ もと　　さとし) 藤本　聡 (1957年7月28日)	1980年 4 月　㈱富士銀行（現 ㈱みずほ銀行）入行 1994年 7 月　同行　法務部上席調査役 2002年 4 月　㈱みずほコーポレート銀行（現 ㈱みずほ銀行）　大手町営業第七部次長 2004年 5 月　同行　企業第一部長兼企業第三部長 2008年 4 月　同行　執行役員営業第二部長 2010年 4 月　同行　常務執行役員営業担当役員 2012年 3 月　東京建物㈱　常務取締役 2013年 3 月　㈱みずほコーポレート銀行（現 ㈱みずほ銀行）理事 2013年 6 月　シャープ㈱　取締役常務執行役員 2015年 6 月　芙蓉オートリース㈱　社外監査役 2015年 8 月　当社　社外取締役（現任） 2017年 6 月　安田倉庫㈱　社外監査役（現任） ㈱中村屋　社外監査役 2022年 6 月　㈱中村屋　社外取締役（現任）
	所有する当社の株式数	5,000株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 金融機関及び事業会社における経営者としての豊富な経験により、深い見識と広範な知見を有しておられ、社外取締役として、当社の経営を適切に監督いただくとともに、有益な意見をいただいております。 引き続き経営への助言や業務執行に対する適切な監督等の職務を果たしていただけると期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。	

<table>
<tr><td>候補者
番　号</td><td>氏　　名
(生年月日)</td><td>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</td></tr>
<tr><td rowspan="3">7</td><td>再任

(しば　やま　　ひさ お)
柴　山　久　雄
(1953年6月2日)</td><td>1977年 4 月　東海興業㈱入社
1987年10月　東京建物㈱入社
2005年 3 月　同社　取締役都市再生プロジェクト推進部長
2008年 6 月　同社　常務取締役住宅事業本部長
2010年 6 月　同社　常務取締役海外事業本部長兼住宅事業本部長
2012年 3 月　同社　常務取締役住宅事業本部長
2013年 3 月　同社　取締役専務執行役員住宅事業本部長
2015年 3 月　同社　代表取締役専務執行役員住宅事業本部長
2018年12月　同社　取締役
2023年 8 月　当社　社外取締役（現任）</td></tr>
<tr><td>所有する当社の株式数</td><td>ー株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
事業会社における経営者としての豊富な経験により、深い見識と広範な知見を有しておられ、社外取締役として、当社の経営を適切に監督いただくとともに、有益な意見をいただいております。
引き続き経営への助言や業務執行に対する適切な監督等の職務を果たしていただけると期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
8	新任 (おの　たかき) 小野貴樹 (1965年4月9日)	1988年 4 月　㈱住友銀行（現　㈱三井住友銀行）入行 2009年 4 月　㈱三井住友銀行　金沢支店長兼金沢法人営業部長 2015年 4 月　同行　新宿法人営業第一部長 2016年 4 月　同行　執行役員新宿法人営業第一部長 2017年 4 月　同行　執行役員ホールセール統括部長 ㈱三井住友フィナンシャルグループ　執行役員ホールセール企画部部長 2018年 4 月　㈱三井住友銀行　常務執行役員ホールセール統括部長 ㈱三井住友フィナンシャルグループ　常務執行役員ホールセール事業部門事業部門長補佐 2019年 4 月　㈱三井住友銀行　常務執行役員ホールセール部門副責任役員（西日本担当） ㈱三井住友フィナンシャルグループ　常務執行役員ホールセール事業部門事業部門長補佐 2021年 4 月　㈱三井住友銀行　常務執行役員ホールセール部門副責任役員兼コーポレートバンキング本部長 ㈱三井住友フィナンシャルグループ　常務執行役員ホールセール事業部門副事業部門長 2022年 4 月　㈱三井住友銀行　常務執行役員プライベート・アドバイザリー本部担当兼トランザクション・ビジネス本部担当 ㈱三井住友フィナンシャルグループ　常務執行役員決済企画部担当 2024年 4 月　㈱三井住友銀行　顧問（現任）
	所有する当社の株式数	ー株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 金融機関における豊富な経験により、深い見識と広範な知見を有しておられ、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督等の職務を果たしていただけると期待できることから、社外取締役として新たに選任をお願いするものであります。	

（注）１．各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
２．藤本聡氏、柴山久雄氏及び小野貴樹氏は会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
３．藤本聡氏及び柴山久雄氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を充たしており、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．当社は藤本聡氏及び柴山久雄氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。両氏が選任された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定です。また、小野貴樹氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
５．藤本聡氏は2015年８月から当社社外取締役を務めており、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって９年となります。柴山久雄氏は2023年８月から当社社外取締役を務めており、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって１年となります。
６．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により塡補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度改定の件

１．提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2019年8月23日開催の第８回定時株主総会において取締役（社外取締役を除きます。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「BBT」といいます。）の導入についてご承認いただき、その後、監査等委員会設置会社への移行に伴い2021年８月26日開催の第10回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）を対象としてBBTに係る報酬枠を改めて設定することについてご承認いただき、また、2023年８月25日開催の第12回定時株主総会において、BBTの一部を改定し、取締役に給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock））」（以下「本制度」といいます。）へ改定することについてご承認いただき、現在に至っております（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本議案は、取締役の報酬総額に占める株式報酬の割合を引き上げることにより、上記目的をより一層実現するべく、取締役に付与される１事業年度当たりのポイント数の上限を66,000ポイントから76,800ポイントに増額することについてご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、当社の報酬検討会議にて、本制度の目的、中長期的な業績向上に向けたインセンティブ付与の効果等を踏まえ、本制度の改定は相当であるとの答申を得ていること、本議案を原案どおりご承認いただいた場合に、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2021年８月26日開催の第10回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等（年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とは別枠で、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。本制度の詳細につきましては、下記２．の枠内で、当社取締役会にご一任いただきたいと存じます。

第１号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役の員数は５名と

なります。なお、監査等委員会から、本制度の目的、報酬検討会議における本議案の決定プロセスを踏まえ、本制度の改定は相当であるとの意見表明を受けております。

2．本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容
（下線は原決議からの主な改定箇所を示します。）

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記３．のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

（2）本制度の対象者

取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者は、本制度の対象外とします。）

（3）信託期間

2019年10月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

（4）信託金額

当社は、2020年５月末日で終了した事業年度から2024年５月末日で終了した事業年度までの５事業年度（以下、当該５事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する５事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象としてBBT及び本制度を導入しており、取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、111,600千円の金銭を拠出し、本信託を設定しております。本信託は、本議案による改定後の本制度に基づく信託として存続するものといたします。

当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託

が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。
ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、以降の対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。
なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（5）本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数
本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。
なお、取締役に付与されるポイント数の上限は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり76,800ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は384,000株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

（6）取締役に給付される当社株式等の数の上限
取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、76,800ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。
なお、取締役に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。
なお、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数768個の発行済株式総数に係る議決権数121,652個（2024年5月31日現在）に対する割合は約0.63%です。
下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、下記（7）の受益権確定時までに当該取締役に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（7）当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

受益者要件を満たした取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任時に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記３．のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役が在任中に給付を受けた当社株式については、原則として当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合、又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないものとします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の１株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って、例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

（8）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（9）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

3．取締役に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において取締役が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

① 譲渡制限の内容

取締役は、当社株式の給付を受けた日から当社における役員たる地位の全てを退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③ 譲渡制限の解除

取締役が、当社における役員たる地位の全てを正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合、原則として当該時点において譲渡制限を解除すること

④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

＜ご参考：本制度の仕組み＞

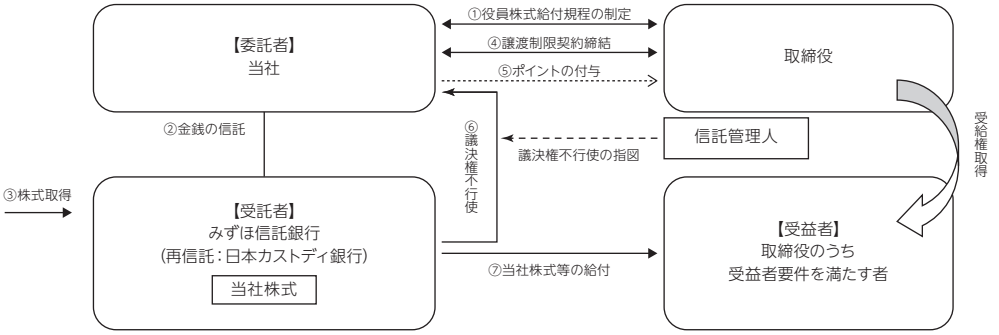

① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。

② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。

③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

④ 取締役は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。

⑤ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役にポイントを付与します。

⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。

⑦ 本信託は、毎年一定の時期に取締役のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退任時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

＜ご参考：本議案が承認可決された場合にその後の取締役会で決議する予定の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針＞

１．基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、株主総会で決議された額の範囲内で、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とすることを基本方針とする。

２．報酬構成

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬、賞与、業績連動型株式報酬により構成する。ただし、業務執行からの独立性と取締役会の監督機能の観点から、社外取締役に対し業績連動型株式報酬は支給しない。

３．基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、経営・管理能力、業績・成果の評価、従業員給与の水準等に応じ決定する。ただし、社外取締役の基本報酬は、経歴、経験等を総合的に勘案し決定する。

４．賞与の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

賞与は、業績指標（参考指標）を各連結会計年度の連結経常利益とした業績連動報酬として毎年6月に支給することとし、連結経常利益の目標値に対する達成状況を参考に各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬を基礎として決定する。

５．業績連動報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は株式報酬（BBT-RS）とし、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬と当社グループの業績及び株式価値との連動性をより明確にすることで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を一層高めるためのインセンティブとする。業績指標を各連結会計年度の連結経常利益とし、役位に応じたポイントに連結経常利益達成係数を乗じて算出したポイントを毎年定時株主総会開催日に各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に付与し、付与ポイント数に相当する当社株式に取締役の退任までの間の譲渡制限を付し（ただし、その一部は当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付とし、給付を受ける時期は原則として取締役の退任時とする。）毎年９月に交付する。

６．取締役の個人別の報酬等の額に対する種類別の割合の決定に関する方針

業績及び株価の変動等に応じて変動するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の種類別の割合については、具体的な割合は定めない。

７．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等は、役位、職責、業績、内部留保の蓄積状況、中期的展望及び会社への貢献度による考課結果等に基づき、独立社外取締役を過半数とする報酬検討会議にて審議し、その答申を踏まえ取締役会にて決定することにより、客観性、透明性、公正性を確保する。

以上

〔ご参考〕

〈独立社外取締役の独立性判断基準〉

当社は、金融商品取引所が定める独立性基準に則り、社外取締役の独立性を判断しており、以下の全ての要件に該当する場合、社外取締役の独立性があると判断します。

1）当社又は当社の子会社の業務執行者ではないこと
2）当社又は当社子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与ではないこと（当該社外取締役が監査等委員である場合）
3）当社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含む。）ではないこと
4）当社の親会社の監査役ではないこと
5）当社の兄弟会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役ではないこと
6）当社の現在の主要株主又はその業務執行者ではないこと
7）当社の主要な取引先又はその業務執行者ではないこと
8）当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者ではないこと
9）コンサルタント、会計専門家、法律専門家として、役員報酬以外に当社から多額の報酬を受けていないこと（当該社外取締役が属する法人、組合等の団体が報酬を受けている場合を含む。）
10）上記1）から9）までの業務執行者等の配偶者又は2親等以内の親族でないこと

事　　業　　報　　告

［自　2023年 6 月 1 日
　至　2024年 5 月31日］

1．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済活動の正常化が進み企業収益の改善や個人消費の持ち直しが見られたものの、物価上昇や円安の進行等の影響により、回復のペースは緩やかに推移いたしました。その一方で、長引くウクライナ問題や中東情勢の不安定化の影響など、世界的な景気下振れリスクも懸念され、依然として先行きは不透明な状況となっております。

当社の属する建設業界におきましては、建設投資は依然底堅く推移しているものの、建設資材やエネルギー価格の高止まり、労務単価の上昇等により厳しい事業環境が続いております。

このような状況のもと、当社グループの主要事業エリアである東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）における2023年（暦年）のマンション着工件数は52,746戸（前年同期比0.7％増）となりました。また、2023年（暦年）のマンション供給件数は当初予想には及ばず26,886戸（同9.1％減）となり、２年連続の減少となりました。

2024年（暦年）の動向につきましては、マンション供給件数は31,000戸程度、マンション着工件数は2023年（暦年）と同程度、販売在庫は4,000戸台と2023年（暦年）と同程度と予想されていること、引き合い案件は依然活況であること、東京圏における当社グループのシェアは３％程度と伸張の余地は充分にあることから、当社グループにおける当面の受注及び施工物件の確保は可能と考えております。

（データはいずれも国土交通省-公表資料、「都道府県別着工戸数」及び（株）不動産経済研究所-公表資料、「首都圏マンション市場動向」、「首都圏マンション市場予測－2024年の供給予測－」より）

当社グループは「より良質な住宅を供給し、豊かな住環境に貢献する」という社是を制定し、より良質な住宅を供給するという社会的使命を果たすべく事業を推進しております。「安全・安心・堅実」という基本方針に関し、安全につきましては、安全パトロールの実施などを徹底しております。安心と堅実に対応する品質につきましては、独自のマニュアルの制定や、その徹底を図る目的としての研修会等を定期的に開催しております。また、建物の

強度を保つ重要な躯体部分（杭、配筋、生コンクリート）の品質について、第三者機関による検査を導入し、建物の品質確保に万全を尽くしているほか、特定の内装工事も新たに対象とし、最善・最高の品質管理を追求しております。

当社グループは、2024年５月期からの新中期経営計画（３カ年計画）「Innovation2023」のもと、その達成に向けグループ一丸となり取り組んでおります。今後も業容拡大と利益水準向上への継続的な取り組み及び新たな価値創出により持続的な成長を目指してまいります。

セグメントごとの業績につきましては、次のとおりであります。

【建設事業】

建設事業におきましては、売上高21,981,053千円（前年同期比11.0％増）、セグメント利益1,894,633千円（前年同期比15.5％減）となりました。

当連結会計年度におきましては、受注件数７件、受注高20,882,691千円及び受注残高34,460,228千円と順調に推移いたしました。

【不動産事業】

不動産事業におきましては、売上高6,285,493千円（前年同期比25.8％増）、セグメント利益1,026,591千円（前年同期比50.2％増）となりました。

当連結会計年度におきましては、共同事業による分譲マンションの販売収入が好調だった一方、事業用地の販売が当初予定を大きく下回る結果となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は28,485,091千円（前年同期比11.5％増）、営業利益1,453,677千円（前年同期比26.7％減）、経常利益1,422,240千円（前年同期比28.1％減）、親会社株主に帰属する当期純利益944,916千円（前年同期比30.8％減）となりました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度において実施した重要な設備投資はありません。

（3）資金調達の状況

当社グループは、運転資金及び仕掛販売用不動産の取得資金として10,988,500千円調達いたしました。当連結会計年度末の借入金残高は5,095,443千円となっております。

（4）対処すべき課題

（営業開発）

当社グループは、事業戦略として「造注方式」を掲げ、土地開発及び土地持込による特命受注を事業の中核とすべく、体制整備とその推進に注力しております。今後も更なる用地確保と造注方式のシェア拡大を図るとともに、超高層建築や再開発事業等も推進し、経営計画の実現と業容の拡大に努めてまいります。

また、新規顧客の更なる開拓、担当人員の拡充や土地情報入手先の多様化にも注力してまいります。

（施工体制）

施工体制については、生産能力の拡大と品質向上という２点の課題に取り組んでおります。

生産能力の拡大については、積極的な採用による一定水準以上の技能を有する人員の拡充のほか、M&Aや業務提携により施工人員の確保も検討してまいります。また、安全パトロールの拡充や社内研修の充実により安全衛生教育を徹底してまいります。

品質向上については、建物の強度を保つ根幹となる躯体部分の構造検査において、法令に則った所定の検査に加え、本社品質管理担当者によるダブルチェックを追加実施する等、業界において標準的に実施されている以上の検査を実施しております。重要な躯体部分の三項目である杭、配筋、生コンクリートの品質について、施主が第三者機関の検査を実施しない場合、当社で検査を導入する取り組みを実施しているほか、特定の内装工事も新たに対象といたしました。安全・安心・堅実なマンションの供給に万全を尽くしてまいります。

（内部管理体制）

当社グループは、企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識し、業務の適正性、財務報告の信頼性確保、及び法令遵守の徹底を進め、その整備を適宜実施しております。

（5）財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

（単位:百万円）

区分	第10期 (2021年5月期)	第11期 (2022年5月期)	第12期 (2023年5月期)	第13期 (2024年5月期)
売上高	－	－	25,543	28,485
経常利益	－	－	1,979	1,422
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	1,364	944
1株当たり当期純利益額（円）	－	－	114.80	79.15
総資産	－	－	21,466	23,717
純資産	－	－	7,922	8,468
1株当たり純資産額（円）	－	－	664.54	708.48

（注1）第12期より、連結計算書類を作成しておりますので、第11期以前の状況は記載しておりません。
（注2）1株当たり当期純利益額は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

②当社の財産及び損益の状況

（単位:百万円）

区分	第10期 (2021年5月期)	第11期 (2022年5月期)	第12期 (2023年5月期)	第13期 (2024年5月期)
売上高	20,919	30,178	25,487	27,822
経常利益	1,608	1,891	2,065	1,405
当期純利益	1,125	1,269	1,451	972
1株当たり当期純利益額（円）	90.19	105.76	122.08	81.45
総資産	17,427	17,811	21,315	23,595
純資産	6,282	6,929	8,047	8,620
1株当たり純資産額（円）	520.77	585.00	675.00	721.22

（注）1株当たり当期純利益額は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

売上高 (百万円)

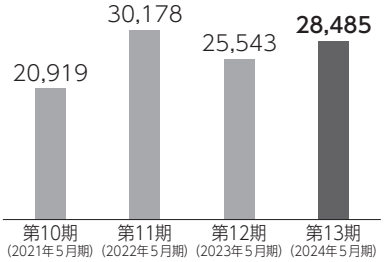

経常利益 (百万円)

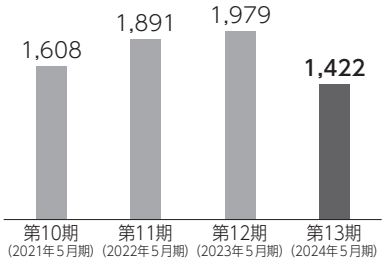

親会社株主に帰属する当期純利益(当期純利益) (百万円)

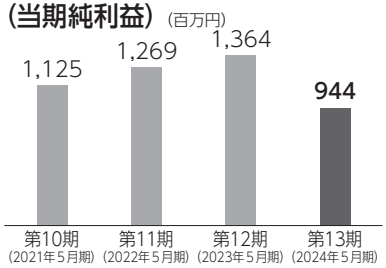

1株当たり当期純利益額 (円)

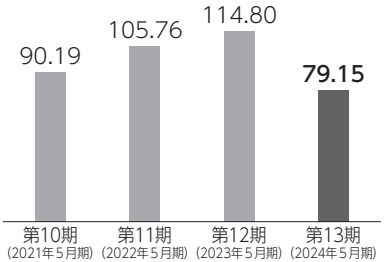

総資産 (百万円)

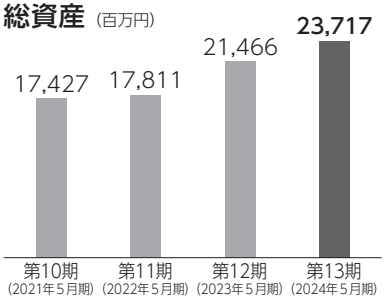

純資産 (百万円)

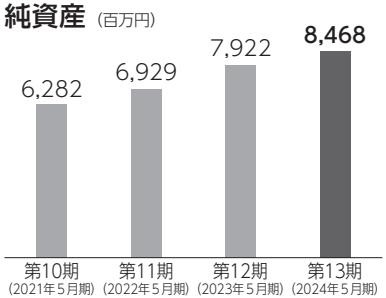

(注) 第12期より、連結計算書類を作成しておりますので、参考数値として第11期以前は当社の数値を記載しております。

（6）重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ファーストエボリューション株式会社	40百万円	92.5%	マンションサービス運営及び分譲販売等

（7）主要な事業内容（2024年５月31日現在）

当社グループは分譲用マンション建設を主たる事業とし、企画開発から施工までを担う総合建設企業であります。

（8）主要な事業所（2024年５月31日現在）

事業所名	住所
本社	東京都杉並区
九州支店	福岡県福岡市中央区

（9）従業員の状況（2024年５月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
182名	△5名

（注）１．使用人兼務役員2名は含まれておりません。
２．従業員数は就業人員であり、受入出向者を含み、他社への出向者及び臨時従業員を含んでおりません。

（10）主要な借入先（2024年５月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,625百万円

（11）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（2024年５月31日現在）

（１）発行可能株式総数　20,000,000株

（２）発行済株式の総数　13,363,540株

（３）株主数　13,501名

（４）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
中村　利秋	1,894,060株	15.56％
飯田　一樹	1,335,000	10.97
株式会社中村	1,099,520	9.03
齋藤　みさを	510,000	4.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	238,800	1.96
株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）	226,700	1.86
中村　莉紗	195,600	1.61
中村　建二	195,600	1.61
堀口　忠美	195,400	1.60
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	111,291	0.91

（注）１．当社は自己株式1,189,032株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
２．当社は、株式給付信託（J-ESOP）及び役員株式給付信託（BBT-RS）を導入しております。このため株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が当社株式226,700株を保有しておりますが、自己株式に含まれておりません。
３．持株比率は小数点以下第３位を四捨五入して計算しております。

（５）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	32,800　株	4　名
社外取締役（監査等委員を除く）	－	－
取締役（監査等委員）	－	－

3．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の概要

名　　称	第３回新株予約権
発行決議日	2016年９月15日
区分	社外取締役（監査等委員であるものを除く）
保有者数（人）	1
新株予約権の数（個）	50
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	5,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	2017年 9 月 16 日から 2037年 9 月 15 日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　663 資本組入額　332
新株予約権の行使の条件	（注）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

（注）新株予約権の行使の条件

1．新株予約権者は、当社の取締役又は社外取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って新株予約権を一括して行使することができる。

2．新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

（2）その他新株予約権に関する重要な事項

該当する事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名等（2024年５月31日現在）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
中　村　利　秋	代表取締役社長	開発事業本部長 ファーストエボリューション㈱　代表取締役社長 ㈱中村　代表取締役社長
佐 井 賀　　豊	常務取締役	建築事業本部長兼再開発事業担当
横　山　一　夫	取締役	管理本部長兼生産管理部長兼採用・人材開発特命担当
宮　本　比都美	取締役	経営企画室長兼コンプライアンス担当
藤　本　　聡	取締役	安田倉庫㈱　社外監査役 ㈱中村屋　社外取締役
柴　山　久　雄	取締役	
藤　倉　正　巳	取締役（常勤監査等委員）	
諸　橋　隆　章	取締役（監査等委員）	弁護士 （ライジング法律事務所代表パートナー） ポラリス・ホールディングス㈱　社外取締役
植　野　和　宏	取締役（監査等委員）	公認会計士・税理士 （植野和宏公認会計士・税理士事務所所長） （ESネクスト有限責任監査法人パートナー） ㈱Leagress　代表取締役 ㈱ギフティ　社外監査役 KIYOラーニング㈱　社外取締役

（注）１．柴山久雄氏、藤倉正巳氏は、2023年８月25日開催の第12回定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
２．取締役藤本聡氏、柴山久雄氏、諸橋隆章氏、植野和宏氏は社外取締役であり、当社は各氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
３．当社は、社内事情に精通したものが重要会議への出席や内部監査部門等との連携を図り、情報収集その他監査の実効性を確保するためには常勤者による監査が必要と判断し、常勤の監査等委員を選定しております。
４．取締役植野和宏氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．当事業年度中における退任した取締役は、次のとおりであります。

氏名	退任時の地位	退任理由	退任年月日
林　　淳　二	社外取締役	任期満了	2023年８月25日
野　村　富　男	取締役（常勤監査等委員）	任期満了	2023年８月25日

（2）取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

役員の報酬については、株主総会で承認された限度額の範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）について独立社外取締役を過半数とする報酬検討会議にて審議し、取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定しております。

また取締役会は、当連結会計年度にかかる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬などの内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、取締役会の決議による取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

ａ．基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、株主総会で決議された額の範囲内で、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とすることを基本方針とする。

ｂ．報酬構成

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬、賞与、業績連動型株式報酬により構成する。ただし、業務執行からの独立性と取締役会の監督機能の観点から、社外取締役に対し業績連動型株式報酬は支給しない。

ｃ．基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、経営・管理能力、業績・成果の評価、従業員給与の水準等に応じ決定する。ただし、社外取締役の基本報酬は、経歴、経験等を総合的に勘案し決定する。

ｄ．賞与の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

賞与は、業績指標（参考指標）を各連結会計年度の連結経常利益とした業績連動報酬として毎年６月に支給することとし、連結経常利益の目標値に対する達成状況を参考に各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬を基礎として決定する。

ｅ．業績連動報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は株式報酬（BBT-RS）とし、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬と当社グループの業績及び株式価値との連動性をより明確にすることで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を一層高めるためのインセンティブとする。業績指標を各連結会計年度の連結経常利益とし、役位に応じたポイントに連結経常利益達成係数を乗じて算出したポイントを毎年定時株主総会開催日に各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に付与し、付与ポイント数に相当する当

社株式に取締役の退任までの間の譲渡制限を付し（ただし、その一部は当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付とし、給付を受ける時期は原則として取締役の退任時とする。）毎年９月に交付する。

ｆ．取締役の個人別の報酬等の額に対する種類別の割合の決定に関する方針

業績及び株価の変動等に応じて変動するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の種類別の割合については、具体的な割合は定めない。

ｇ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等は、役位、職責、業績、内部留保の蓄積状況、中期的展望及び会社への貢献度による考課結果等に基づき、独立社外取締役を過半数とする報酬検討会議にて審議し、その答申を踏まえ取締役会にて決定することにより、客観性、透明性、公正性を確保する。

②取締役の報酬等の総額

(単位:百万円)

区分	人数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		基本報酬	賞与	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	7名	66	－	8	75
（うち社外取締役）	3名	11	－	－	11
取締役（監査等委員）	4名	16	0	－	16
（うち社外取締役）	2名	8	－	－	8
合計	11名	82	0	8	91

（注）1．上記には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与含む）が含まれておりません。
2．株主総会決議による取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬限度額は年額200百万円（うち社外取締役20百万円）であります（2021年８月26日　定時株主総会決議）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は６名（うち社外取締役は２名）です。各取締役の報酬等は、当該報酬限度額の範囲において、取締役会により決定しております。
3．当該金銭報酬とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式給付信託（BBT-RS）に係る報酬の額として付与するポイントの上限を１事業年度あたり66,000ポイントと決定しております（2023年８月25日　定時株主総会決議）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は４名です。
4．株主総会決議による監査等委員である取締役に対する報酬限度額は年額20百万円であります（2021年８月26日　定時株主総会決議）。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名（うち社外取締役は２名）です。各監査等委員である取締役の報酬等は、当該報酬限度額の範囲において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。
5．賞与は業績連動報酬であり、業績連動報酬等の額の算定方法は、連結経常利益を指標として報酬検討会議にて決定しております。当該指標を選択した理由は、営業活動のみならず投資活動も含めた総合的な当社の収益力を客観的に示す指標であるためであります。
6．非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、株式給付信託（BBT-RS）の引当金繰入額として計上した額であります。なお当該株式給付信託は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入し、役員株式給付規程に基づき、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役に対して、各連結会計年度における業績達成度及び役位に応じて算出された株式数に相当するポイントを付与しております。なお、その業績指標は連結経常利益であり、その実績は1,422百万円であります。

（3）責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる旨、並びに当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする旨を定款に定めております。

上記に基づき、当社は社外取締役との間に当該契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める限度額となっております。

（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役（社外取締役を含む。）、執行役員並びに管理職・監督者の地位にあるものであります。なお、保険料は会社が全額負担しており、被保険者の負担はありません。

（5）社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

社外取締役　藤本聡の兼職先である安田倉庫㈱、㈱中村屋と当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）　諸橋隆章の兼職先であるライジング法律事務所、ポラリス・ホールディングス㈱と当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）　植野和宏の兼職先である植野和宏公認会計士・税理士事務所、ESネクスト有限責任監査法人、㈱Leagress、㈱ギフティ及びKIYOラーニング㈱と当社との間に特別の利害関係はありません。

②当事業年度における社外役員の主要な活動状況

区　分	氏　名	取締役会 (出席率)	監査等委員会 (出席率)
取締役	藤本　聡	23回出席/23回開催 (100%)	―
取締役	柴山　久雄	18回出席/18回開催 (100%)	―
取締役 (監査等委員)	諸橋　隆章	22回出席/23回開催 (96%)	15回出席/16回開催 (94%)
取締役 (監査等委員)	植野　和宏	23回出席/23回開催 (100%)	16回出席/16回開催 (100%)

(注) 取締役柴山久雄氏は2023年８月25日開催の定時株主総会で新たに取締役に選任されており、就任後の取締役会の開催回数は18回であります。

③発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区　分	氏　名	期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	藤本　聡	金融機関及び事業会社における経営者としての豊富な経験を有することから、その高い見識に基づき、経営全般にわたり有益な指導・助言を行うほか、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督しております。また、取締役等の指名や報酬等に関する指名・報酬検討会議のメンバーを務めております。
取締役	柴山　久雄	事業会社における経営者としての豊富な経験を有することから、その高い見識に基づき、経営全般にわたり有益な指導・助言を行うほか、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督しております。また、取締役等の指名や報酬等に関する指名・報酬検討会議のメンバーを務めております。
取締役	諸橋　隆章	弁護士としての法務面の専門的見地から経営全般について適宜必要な助言、発言を行っております。
取締役	植野　和宏	公認会計士としての専門的見地から必要に応じて意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、発言を行っております。

5．会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称　　東陽監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
②	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2．当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価及び分析、会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積りの算出根拠の相当性について必要な検証を行った上で会計監査人の報酬等の額について同意しております。

（3）非監査業務の内容

該当する事項はありません。

（4）責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人東陽監査法人は、会社法第427条第１項の定めに基づき責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める限度額となります。

（5）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6．業務の適正を確保する体制

当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の概要は以下のとおりです。

当社グループは、以下の体制の下で会社業務の適法性・効率性の確保並びにリスクの管理に努めるとともに会社を取り巻く環境の変化に応じて見直しを行い、その改善・充実を図ることとする。

（1）当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社グループの取締役は、会社経営に関する重要事項及び業務執行状況を取締役会に報告して情報の共有化を図り、それに関する意見を交換することにより、取締役会による取締役の業務執行の監督を充実させる。

②当社グループの取締役会は、取締役会規程に従い取締役会に付議された議案が充分審議される体制をとり、会社の業務執行に関する意思決定が法令及び定款に適合することを確保する。

③当社グループの代表取締役は、法令若しくは取締役会から委任された会社の業務執行を行うとともに、取締役会の決定、決議及び社内規程等に従い業務を執行する。また、当社の代表取締役直轄に内部監査部門を設置し、業務遂行状況の監視体制を図る。内部監査部門は、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき定期的に内部監査を実施し、代表取締役及び当社の監査等委員会へ結果を報告する。

④役職員が職務を遂行するにあたり遵守すべき当社グループの行動基準としての企業行動規則のほか、コンプライアンス規程及びコンプライアンスガイドラインを制定する。当社にコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス違反を未然に防ぐため、当社グループの内部及び外部に通報窓口を設ける。コンプライアンス・リスク管理委員会は、四半期毎にその構成委員による会議を招集し、当社グループのコンプライアンス遵守の状況の確認と啓蒙活動を行う。

⑤当社グループの役職員に対して、コンプライアンスガイドラインを配布し、また、定期的にコンプライアンス研修を実施し、法令及び定款の遵守並びに浸透を図る。特に、独占禁止法の遵守については、遵守のための確認・監視等の体制を整備するとともに行動

規範の徹底を図り、厳正な職務の執行を確保する。
⑥当社グループの役職員に対して、他社で発生した重大な不祥事・事故についても、速やかに周知するほか、必要に応じて講習を実施する。
⑦当社にサステナビリティ委員会を設置し、当社グループのサステナビリティを巡る課題について、改善のための活動、教育を行う。
⑧反社会的勢力対策規程に基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

（2）当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
①当社グループの取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報については、法令及び文書管理規程ほか社内規程等に則り作成、保存、管理する。
②情報の不正使用及び漏洩の防止のための手順を定め、情報セキュリティ施策を推進する。

（3）当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
①当社グループのリスク管理体制を体系的に定めるリスク管理規程を制定する。
②当社のコンプライアンス・リスク管理委員会は、当社グループのリスクの予防に努めるほか、リスク管理規程に基づき想定されるリスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。（大規模事故・災害・不祥事の発生時における緊急対策本部の設置等）
③コンプライアンス・リスク管理委員会の運営を司る部門として、当社の総務人事部内にコンプライアンス・リスク管理委員会事務局を設置する。
④リスク管理規程に基づき各部門に働き掛けし、各部門において継続的にリスクを監視する。
⑤当社の内部監査部門は、当社の監査等委員会と連携して、各種リスクの管理状況の監査を実施する。
⑥当社グループに発生した、又は発生する恐れのあるリスクを発見した当社グループの役職員が直接コンプライアンス・リスク管理委員会に連絡できるリスク情報受入窓口を設ける。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社の取締役会の決定に基づく業務執行については、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。

②当社の取締役会は、当社の全取締役及び使用人が共有する目標とする経営方針、経営戦略及び経営計画等を定め、各本部・部・室・グループ別の業績目標を設定し、代表取締役、取締役及び執行役員がその達成に向けて職務を遂行した成果である実績を管理する。

③当社グループは取締役会を毎月１回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役及び執行役員の業務の執行状況について報告を行い、取締役及び執行役員の職務の執行について監視・監督を行う。また、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月１回以上開催する。

④当社の取締役会は、気候変動対応を含む将来にわたる重要課題を認識し、持続可能な社会の実現と中長期的な企業価値向上を目指し、サステナビリティ経営戦略を推進するため、サステナビリティ委員会を設置する。SDGsをはじめとする社会・環境問題に事業を通じて取り組み、確認・整理した上で、取締役会に報告と提言を行う。

（5）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

①当社の関係会社に対する管理基準を明確にするため、関係会社管理規程を制定し、統括管理責任者を置く。

②統括管理責任者は、子会社に関する重要事項について、事前に情報及び資料等を入手の上その取扱いを決定し、必要に応じて取締役会に報告する。

（6）当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

①当社グループの役職員が職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準として企業行動規則を定めるほか、コンプライアンス規程及びコンプライアンスガイドラインの制定、コンプライアンス研修の実施等によりコンプライアンス体制を構築、運用する。

②コンプライアンス違反を未然に防ぐため、子会社内部及び外部に通報窓口を設けるほか、当社の通報窓口も利用可能とする。

③当社の内部監査部門は、子会社の監査を定期的に実施する。

④当社の役職員を子会社の取締役又は監査役として派遣し、適切な監督・監査を行う。

（7）当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①当社の監査等委員会の職務を補助するため、スタッフを配置する。当該使用人の選出は監査等委員会において決定する。

②当社の監査等委員会担当のスタッフは、当社の監査等委員会の指示に従いその職務を行う。

③当社の監査等委員会担当のスタッフの人事考課については、常勤監査等委員の報告を受けて行う。

④当社の監査等委員会担当のスタッフの異動については、常勤監査等委員の意見を聴取して行う。

（8）当社グループの取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

①当社グループの取締役及び使用人は、取締役会等の重要な会議において随時、担当する業務の執行状況について報告を行う。

②当社グループの取締役及び使用人は、当社の監査等委員会の求めに応じて会社の業務の執行状況について報告する。

③当社グループの取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、又は通報を受けたときは、速やかに当社の監査等委員会に報告する。

④当社グループの監査等委員会に報告した者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いはしないものとする。

（9）当社の監査等委員の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

①当社の監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

②当社の監査等委員から独自に外部専門家（弁護士・公認会計士等）を顧問とすることを求められた場合、当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

③当社の監査等委員の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、毎年、予算を設ける。

（10）その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社の監査等委員会は、当社代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。

②当社の監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

③当社の内部監査部門は、内部監査規程に則り監査が実施できる体制を整備し、当社の監査等委員会との相互連携を図る。

（11）財務報告の信頼性を確保するための体制

①内部統制システム構築の基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

②財務報告の信頼性を確保するため、使用人に対し教育、研修等を通じて内部統制について周知徹底し、全社レベル及び業務プロセスレベルにおける統制を図るものとする。

③当社の取締役会は、財務報告に係る内部統制を監視するとともに、法令に基づき財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況を評価し改善するものとする。

（12）反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

①反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

②当社の総務人事部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

③反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

7．上記体制の運用状況

（1）コンプライアンス・リスク管理

インサイダー取引管理規程を制定し全役職員を対象としたインサイダー研修を定期的に開催するほか、コンプライアンス・リスク管理委員会を四半期毎に開催してコンプライアンスの状況の確認及び啓蒙活動を行い、また定期的にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の向上を図っております。

反社会的勢力の排除については、事前確認の徹底及び暴力団排除条項を盛り込んだ契約の締結等により、一切の関係を遮断しております。

また、コンプライアンス・リスク管理委員会にてリスク情報の確認及び情報共有を行い、リスクマネジメントの推進を図っております。

（2）内部統制の評価

各業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、業務プロセス３点セット（業務フロー・業務記述書・リスクと統制の対応）及び財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本計画書に基づき、金融商品取引法に基づく全社的な内部統制・IT全般統制・決算財務プロセス及びその他の主要な業務プロセスの内部統制について、整備状況及び運用状況を評価し、有効性の評価を実施しております。

（3）内部監査

内部監査計画書に基づき、本社内全部門、支店、全作業所及び子会社について、コンプライアンス・分掌業務・予算統制・労務管理等の項目を対象に内部監査を実施いたしました。内部監査結果は社長及び被監査部門長に報告し必要に応じて改善指示を行い、以降の業務執行に反映しております。また、内部監査は監査等委員会と連携して実施し、情報を共有し業務の効率化に向けた活動を実施しております。

（4）社外監査等委員への情報提供の充実

常勤監査等委員は、代表取締役と四半期毎に会合を持ち、意見交換及び情報共有を行うとともに、内部監査部門及び会計監査人と四半期毎に会合を持ち、意見交換及び情報共有を行っております。また、常勤監査等委員が得た情報等は、適宜監査等委員会及び他の社外監査等委員に提供され、社外監査等委員への情報提供の充実が図られております。

8．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要施策の一つと考え、現在及び将来の事業展開や設備投資及び内部留保金の確保等を総合的に勘案し、継続的かつ安定的に配当を実施することを基本方針としております。

利益還元方法は、連結配当性向30％以上とし、株主の皆様に対する利益還元の充実を図りつつ、経営成績及び今後の事業展開、健全な財務体質維持のために必要な内部留保の確保等を勘案の上決定いたします。

当連結会計年度の期末配当は１株当たり31円とさせていただきます。

（注）本事業報告に記載された金額は、表示単位未満を切り捨てして表示しております。

連結貸借対照表

(2024年5月31日)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**22,995,004**	**流動負債**	**12,863,146**
現金及び預金	4,117,604	支払手形・工事未払金等	4,424,133
受取手形・完成工事未収入金等	5,653,516	電子記録債務	3,393,324
電子記録債権	1,415,078	短期借入金	1,500,000
販売用不動産	2,581,300	1年内返済予定の長期借入金	1,441,000
仕掛販売用不動産	8,536,895	未払法人税等	182,688
未成工事支出金	6,972	未成工事受入金	325,653
その他	687,585	賞与引当金	19,740
貸倒引当金	△3,950	完成工事補償引当金	40,977
		アフターコスト引当金	82,300
		その他	1,453,330
固定資産	**722,597**	**固定負債**	**2,386,377**
有形固定資産	**136,666**	長期借入金	2,154,443
建物及び構築物	114,382	退職給付に係る負債	105,526
土地	14,782	株式給付引当金	96,522
その他	7,501	役員株式給付引当金	6,248
無形固定資産	**14,310**	その他	23,636
その他	14,310	**負債合計**	**15,249,524**
投資その他の資産	**571,621**	**(純資産の部)**	
投資有価証券	32,033	**株主資本**	**8,464,766**
繰延税金資産	336,087	**資本金**	**730,429**
その他	203,500	**資本剰余金**	**690,781**
		利益剰余金	**8,037,300**
		自己株式	**△993,744**
		新株予約権	**3,310**
		純資産合計	**8,468,076**
資産合計	**23,717,601**	**負債・純資産合計**	**23,717,601**

連結損益計算書

(自　2023年 6 月 1 日
至　2024年 5 月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**28,485,091**
売上原価		**25,622,248**
売上総利益		**2,862,842**
販売費及び一般管理費		**1,409,164**
営業利益		**1,453,677**
営業外収益		
受取利息	77	
受取保険金	11,763	
受取手数料	250	
業務受託料	900	
物品売却収入	3,054	
その他	1,376	**17,422**
営業外費用		
支払利息	38,990	
支払手数料	5,142	
その他	4,727	**48,860**
経常利益		**1,422,240**
特別損失		
減損損失	43,265	
その他	1,650	**44,916**
税金等調整前当期純利益		**1,377,323**
法人税、住民税及び事業税	508,259	
法人税等調整額	△75,852	**432,407**
当期純利益		**944,916**
非支配株主に帰属する当期純利益		**－**
親会社株主に帰属する当期純利益		**944,916**

連結株主資本等変動計算書

(自　2023年 6 月 1 日
至　2024年 5 月31 日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	730,429	690,781	7,518,736	△1,020,336	7,919,610
当期変動額					
剰余金の配当			△426,352		△426,352
親会社株主に帰属する当期純利益			944,916		944,916
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				26,593	26,593
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	－	518,563	26,592	545,156
当期末残高	730,429	690,781	8,037,300	△993,744	8,464,766

(単位：千円)

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	3,310	7,922,920
当期変動額		
剰余金の配当		△426,352
親会社株主に帰属する当期純利益		944,916
自己株式の取得		△0
自己株式の処分		26,593
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		－
当期変動額合計	－	545,156
当期末残高	3,310	8,468,076

連　結　注　記　表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数　　1社

連結子会社の名称　　ファーストエボリューション株式会社

（2）非連結子会社の数　　1社

非連結子会社の名称　ランドブレイン株式会社

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、休眠会社であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。

2．持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

（非連結子会社）

ランドブレイン株式会社

（関連会社）

TUS都市開発株式会社

（持分法を適用しない理由）

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

（1）資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価の方法

関連会社株式	・・・	移動平均法による原価法
その他有価証券		
市場価格のない株式等以外のもの	・・・	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産	・・・	個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
仕掛販売用不動産	・・・	個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
未成工事支出金	・・・	個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

（2）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産　・・・・・・・・・・・・・・・　定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	8～50年
機械装置及び運搬具	2～9年

②無形固定資産（リース資産を除く）　・・・　定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウエア（自社利用分）	5年（社内における利用可能期間）

③長期前払費用

契約期間等にわたり均等償却しております。

（3）引当金の計上基準

貸倒引当金	・・・	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	・・・	従業員に対し支給する賞与の支出に備えて、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。
完成工事補償引当金	・・・	完成工事の補償工事に係る費用を補填するため、過去の補償工事の実績等を基準として算定した将来の負担見込額を計上しております。
役員株式給付引当金	・・・	役員株式給付規程に基づく取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役は除く。）への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
株式給付引当金	・・・	株式給付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
アフターコスト引当金	・・・	当連結会計年度末までに販売した不動産に係る費用を補填するため、合理的に見積ることができる場合に個別物件に係る必要額を計上しております。

（4）退職給付に係る会計処理の方法

当社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（5）収益及び費用の計上基準

（建設事業）

建設事業におきましては、顧客との工事請負契約に基づき、目的物の完成及び顧客に引渡す義務を負っております。当該履行義務は、主として工事の進捗に伴い支配を顧客に移転することとなるため、一定の期間にわたり充足されると判断しており、履行義務の充足に係る進捗度に基づき、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、連結会計年度の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については、代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

（不動産事業）

不動産事業におきましては、顧客との不動産売買契約書に基づき、目的不動産の引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は、物件が引き渡される一時点で充足されることから、顧客への対象不動産の引き渡し完了時点において収益を認識しております。また、不動産売買における仲介及び販売手数料は、媒介契約の目的物である不動産が買主へ引き渡された時点を以って履行義務が充足されることから、売主から買主への対象不動産の引き渡し完了時点において収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

該当する事項はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「物品売却収入」及び「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

(1) 一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約に関する収益認識

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり履行義務を充足する完成工事高　14,035,767千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

①算出方法

一定の期間にわたり充足される履行義務のうち、合理的な進捗度の見積りができるものについては、期間がごく短い場合を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は連結会計年度の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。工事原価総額の見積りは実行予算によって行います。

工事原価総額の見積りに用いた仮定には、作成時点で入手可能な情報に基づいた施工条件や資材機材価格、作業効率等を勘案して工種別に詳細に積み上げることによって工事原価総額を見積ります。工事着工後は作業所において実際の発生原価と対比して適時・適切に工事原価総額の見直しを行っております。

②主要な仮定

一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約に関する収益認識の基礎となる工事原価総額は、工事契約毎の実行予算を使用して見積りを行っております。工事は基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づくため、個別性があるとともに、こうした工事原価総額の見積りは、工事に対する専門的な知識や経験を有する所管部署による一定の仮定と判断が必要であり、不確実性を伴うものとなります。また、工期が長期にわたることから、建設資材価格・労務費等の急激な高騰・調達難、協力業者等の確保状況による生産能力の低下等が生じ、材料費及び外注費等が変動する可能性があるため、工事原価総額を継続的に見直しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

工事原価総額の見積りにつきましては、契約内容の変更等、当連結会計年度末までに判明している事象や把握している情報を反映し、見積りを実施しております。しかしながら、想定外の事象が発生した場合には工事原価総額が変動し、当連結会計年度末までに計上した進捗部分に係る変動額が翌連結会計年度の連結計算書類に影響する可能性があります。

（連結貸借対照表に関する注記）

1．担保資産

担保に供している資産

販売用不動産	553,702千円
仕掛販売用不動産	4,600,631千円
合計	5,154,333千円

担保資産に対応する債務

短期借入金	1,500,000千円
１年内返済予定の長期借入金	220,000千円
長期借入金	1,934,999千円
合計	3,654,999千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　29,941千円

3．保証債務

以下の得意先の分譲マンション販売に係る手付金等受領額に対して、信用保証会社へ保証を行っております。

株式会社アーネストワン　26,230千円

4．顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高

顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の金額は、「(収益認識に関する注記)３.(１)顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等」に記載しているため、注記を省略しております。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	13,363,540	－	－	13,363,540

2．自己株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	1,446,131	7,001	37,400	1,415,732

（注）1．当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式が、それぞれ264,100株、226,700株含まれております。

2．自己株式の株式数の増加7,001株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得及び単元未満株式の買取によるものであります。

3．自己株式の株式数の減少37,400株は、「株式給付信託（J-ESOP）」及び「役員株式給付信託（BBT-RS）」の給付によるものであります。

3．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議日	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年7月14日取締役会	普通株式	426,352	35.00	2023年5月31日	2023年8月28日	利益剰余金

（注）配当金の総額には、「株式給付信託（J-ESOP）」及び「役員株式給付信託（BBT）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式に対する配当金9,243千円が含まれております。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議日	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年7月12日取締役会	普通株式	377,409	31.00	2024年5月31日	2024年8月26日	利益剰余金

（注）配当金の総額には、「株式給付信託（J-ESOP）」及び「役員株式給付信託（BBT-RS）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式に対する配当金7,027千円が含まれております。

4．当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　5,000株

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入により調達しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である電子記録債権及び受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、取引先ごとの与信管理と期日管理、残高管理を行っております。なお、回収期日は１年以内となっております。

ゴルフ会員権は、発行体の信用リスクに晒されております。当社では、発行体の財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図り管理しております。

営業債務である電子記録債務及び支払手形・工事未払金等は１年以内の支払期日としております。営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理をしております。

長期借入金については、ほとんどが金利の変動リスクに晒されております。また、当該資金調達に係る流動性リスクに関しては、定期的に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2024年５月31日（当連結会計年度末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
ゴルフ会員権	73,320	64,000	△9,320
資　産　　計	73,320	64,000	△9,320
長期借入金	3,595,443	3,592,927	△2,516
負　債　　計	3,595,443	3,592,927	△2,516

（注）１．「ゴルフ会員権」は、連結貸借対照表の投資その他の資産の「その他」に含まれております。

２．「現金及び預金」、「電子記録債権」、「受取手形・完成工事未収入金等」、「支払手形・工事未払金等」、「電子記録債務」及び「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3．市場価格のない株式等は上記の表に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額
非上場株式	32,033

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

（1）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当する事項はありません。

（2）時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
ゴルフ会員権	－	64,000	－	64,000
資　産　　計	－	64,000	－	64,000
長期借入金	－	3,592,927	－	3,592,927
負　債　　計	－	3,592,927	－	3,592,927

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

ゴルフ会員権

ゴルフ会員権は相場価格等により測定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金（１年内返済予定のものを含む）

長期借入金の時価は、固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した債務毎に、その将来キャッシュ・フローを返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定し、レベル２の時価に分類しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル２の時価に分類しております。

（収益認識に関する注記）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	建設事業	不動産事業	その他	合計
売上高				
一定の期間にわたり移転される財	21,851,344	－	9,978	21,861,323
一時点で移転される財	129,709	6,285,493	155,209	6,570,413
顧客との契約から生じる収益	21,981,053	6,285,493	165,188	28,431,736
その他の収益	－	－	53,355	53,355
外部顧客への売上高	21,981,053	6,285,493	218,543	28,485,091

（注）その他の収益には、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃料収入等が含まれております。

2．収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4（5）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3．当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

（1）顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2024年5月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	321,148
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,468,232
契約資産（期首残高）	5,957,390
契約資産（期末残高）	4,600,363
契約負債（期首残高）	307,795
契約負債（期末残高）	755,185

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は、34,574,485千円であり、当該履行義務は、主に建築事業におけるものであり、期末日後概ね２年以内に収益として認識されると見込んでおります。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額　708円48銭

１株当たり当期純利益金額　79円15銭

（注）当社の「株式給付信託（J-ESOP）」及び「役員株式給付信託（BBT-RS）」において株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式は、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、１株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当連結会計年度末226,700株、期中平均株式数239,626株）。

（その他の注記）

減損損失に関する注記　(単位：千円)

場所	主な用途	種類	減損損失
東京都八王子市	店舗等	工具・器具及び備品等	43,265

当社グループは、上記資産について減損損失を計上しております。減損損失の算定にあたっては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産グルーピングを行っております。

当連結会計年度において、収益性の低下が認められたため簿価の切り下げを行い、当該減少額43,265千円を減損損失として特別損失に計上しております。

貸借対照表

(2024年5月31日)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**22,875,674**	**流動負債**	**12,812,393**
現金及び預金	3,976,817	支払手形	406,244
電子記録債権	1,415,078	電子記録債務	3,393,324
売掛金	255,147	工事未払金	4,016,843
完成工事未収入金	5,393,941	短期借入金	1,500,000
販売用不動産	2,608,027	1年内返済予定の長期借入金	1,416,000
仕掛販売用不動産	8,536,895	未払金	901,822
未成工事支出金	6,972	未払費用	24,188
前渡金	129,613	未払法人税等	182,378
前払費用	85,277	未成工事受入金	325,653
未収入金	244,673	前受金	426,343
その他	227,180	預り金	10,717
貸倒引当金	△3,950	預り保証金	10,858
		賞与引当金	19,740
		完成工事補償引当金	40,977
		アフターコスト引当金	82,300
		未払消費税等	54,093
		その他	908
固定資産	**719,623**	**固定負債**	**2,162,650**
有形固定資産	**136,085**	長期借入金	1,934,999
建物	114,382	退職給付引当金	104,113
工具、器具及び備品	6,920	株式給付引当金	96,522
土地	14,782	役員株式給付引当金	6,248
無形固定資産	**13,189**	その他	20,766
ソフトウエア	8,475	**負債合計**	**14,975,043**
商標権	3,891	**(純資産の部)**	
特許権	822	**株主資本**	**8,616,944**
投資その他の資産	**570,348**	**資本金**	**730,429**
投資有価証券	33	**資本剰余金**	**690,781**
関係会社株式	32,000	資本準備金	689,085
出資金	30	その他資本剰余金	1,696
長期前払費用	34,538	**利益剰余金**	**8,189,477**
繰延税金資産	336,087	その他利益剰余金	8,189,477
敷金及び保証金	72,592	繰越利益剰余金	8,189,477
その他	95,066	**自己株式**	**△993,744**
		新株予約権	**3,310**
		純資産合計	**8,620,254**
資産合計	**23,595,298**	**負債・純資産合計**	**23,595,298**

損　益　計　算　書

(自　2023年 6 月 1 日
至　2024年 5 月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	21,981,053	
不動産売上高	5,682,233	
その他売上高	159,565	**27,822,853**
売上原価		
完成工事原価	20,028,331	
不動産売上原価	4,813,629	
その他売上原価	209,500	**25,051,460**
売上総利益		**2,771,393**
販売費及び一般管理費		**1,342,578**
営業利益		**1,428,814**
営業外収益		
受取利息	76	
受取保険金	11,763	
物品売却収入	3,054	
業務受託収入	4,660	
受取手数料	250	
その他	1,353	**21,158**
営業外費用		
支払利息	36,054	
支払手数料	4,000	
株式報酬費用消滅損	4,609	
その他	2	**44,666**
経常利益		**1,405,307**
特別損失		
固定資産除却損	764	**764**
税引前当期純利益		**1,404,543**
法人税、住民税及び事業税	507,949	
法人税等調整額	△75,852	432,097
当期純利益		**972,446**

株主資本等変動計算書

(自　2023年 6 月 1 日
至　2024年 5 月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	730,429	689,085	1,696	690,781	7,643,384	7,643,384	△1,020,336	8,044,258
当期変動額								
剰余金の配当					△426,352	△426,352		△426,352
当期純利益					972,446	972,446		972,446
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分							26,593	26,593
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								－
当期変動額合計	－	－	－	－	546,093	546,093	26,592	572,685
当期末残高	730,429	689,085	1,696	690,781	8,189,477	8,189,477	△993,744	8,616,944

(単位：千円)

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	3,310	8,047,568
当期変動額		
剰余金の配当		△426,352
当期純利益		972,446
自己株式の取得		△0
自己株式の処分		26,593
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		－
当期変動額合計	－	572,685
当期末残高	3,310	8,620,254

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価の方法

子会社株式及び関連会社株式	・・・	移動平均法による原価法
その他有価証券		
市場価格のない株式等以外のもの	・・・	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

（2）棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産	・・・	個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
仕掛販売用不動産	・・・	個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
未成工事支出金	・・・	個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産　・・・・・・・・・・・・・・・　定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～50年
工具、器具及び備品	4～20年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）　・・・　定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウエア（自社利用分）	5年（社内における利用可能期間）

（3）長期前払費用

契約期間等にわたり均等償却しております。

3．引当金の計上基準

貸倒引当金	・・・	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	・・・	従業員に対し支給する賞与の支出に備えて、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。
完成工事補償引当金	・・・	完成工事の補償工事に係る費用を補填するため、過去の補償工事の実績等を基準として算定した将来の負担見込額を計上しております。
役員株式給付引当金	・・・	役員株式給付規程に基づく取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役は除く。）への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金	・・・	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
株式給付引当金	・・・	株式給付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
アフターコスト引当金	・・・	当事業年度末までに販売した不動産に係る費用を補填するため、合理的に見積ることができる場合に個別物件に係る必要額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

（建設事業）

建設事業におきましては、顧客との工事請負契約に基づき、目的物の完成及び顧客に引渡す義務を負っております。当該履行義務は、主として工事の進捗に伴い支配を顧客に移転することとなるため、一定の期間にわたり充足されると判断しており、履行義務の充足に係る進捗度に基づき、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については、代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

（不動産事業）

不動産事業におきましては、顧客との不動産売買契約書に基づき、目的不動産の引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は、物件が引き渡される一時点で充足されることから、顧客への対象不動産の引き渡し完了時点において収益を認識しております。

（会計方針の変更に関する注記）

該当する事項はありません。

（表示方法の変更に関する注記）

該当する事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

（1）一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約に関する収益認識

当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり履行義務を充足する完成工事高　　14,035,767千円

（2）会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

①算出方法

一定の期間にわたり充足される履行義務のうち、合理的な進捗度の見積りができるものについては、期間がごく短い場合を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。工事原価総額の見積りは実行予算によって行います。

工事原価総額の見積りに用いた仮定には、作成時点で入手可能な情報に基づいた施工条件や資材機材価格、作業効率等を勘案して工種別に詳細に積み上げることによって工事原価総額を見積ります。工事着工後は作業所において実際の発生原価と対比して適時・適切に工事原価総額の見直しを行っております。

②主要な仮定

一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約に関する収益認識の基礎となる工事原価総額は、工事契約毎の実行予算を使用して見積りを行っております。工事は基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づくため、個別性があるとともに、こうした工事原価総額の見積りは、工事に対する専門的な知識や経験を有する所管部署による一定の仮定と判断が必要であり、不確実性を伴うものとなります。また、工期が長期にわたることから、建設資材価格・労務費等の急激な高騰・調達難、協力業者等の確保状況による生産能力の低下等が生じ、材料費及び外注費等が変動する可能性があるため、工事原価総額を継続的に見直しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

工事原価総額の見積りにつきましては、契約内容の変更等、当事業年度末までに判明している事象や把握している情報を反映し、見積りを実施しております。しかしながら、想定外の事象が発生した場合には工事原価総額が変動し、当事業年度末までに計上した進捗部分に係る変動額が翌事業年度の計算書類に影響する可能性があります。

（貸借対照表に関する注記）

1．担保資産

担保に供している資産

販売用不動産	553,702千円
仕掛販売用不動産	4,600,631千円
合計	5,154,333千円

担保資産に対応する債務

短期借入金	1,500,000千円
１年内返済予定の長期借入金	220,000千円
長期借入金	1,934,999千円
合計	3,654,999千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　28,808千円

3．保証債務

以下の得意先の分譲マンション販売に係る手付金等受領額に対して、信用保証会社へ保証を行っております。

株式会社アーネストワン　26,230千円

以下の関係会社の金融機関からの借入に対して、債務保証を行っております。

ファーストエボリューション株式会社　244,444千円

4．関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

（1）短期金銭債権　1,716千円

（2）短期金銭債務　2,659千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	7,561千円
売上原価	29,406千円
販売費及び一般管理費	11,708千円

営業取引以外の取引高　3,760千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1．発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	13,363,540	－	－	13,363,540

2．自己株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,446,131	7,001	37,400	1,415,732

（注）1．当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数には、株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式が、それぞれ264,100株、226,700株含まれております。

2．自己株式の株式数の増加7,001株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得及び単元未満株式の買取によるものであります。

3．自己株式の株式数の減少37,400株は、「株式給付信託（J-ESOP）」及び「役員株式給付信託（BBT-RS）」の給付によるものであります。

3．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議日	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年7月14日取締役会	普通株式	426,352	35.00	2023年5月31日	2023年8月28日	利益剰余金

（注）配当金の総額には、「株式給付信託（J-ESOP）」及び「役員株式給付信託（BBT）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式に対する配当金9,243千円が含まれております。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議日	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年7月12日取締役会	普通株式	377,409	31.00	2024年5月31日	2024年8月26日	利益剰余金

（注）配当金の総額には、「株式給付信託（J-ESOP）」及び「役員株式給付信託（BBT-RS）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式に対する配当金7,027千円が含まれております。

4．当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　5,000株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	10,385 千円
賞与引当金	6,045
法定福利費	2,195
補助金収入	193,368
完成工事補償引当金	12,549
アフターコスト引当金	25,204
退職給付引当金	31,884
株式給付引当金	29,559
敷金償却	11,046
関係会社株式評価損	11,331
その他	30,140
繰延税金資産　小計	363,709
評価性引当額	22,377
繰延税金資産　合計	341,331
繰延税金負債	
株式給付信託口費用	4,016
その他	1,226
繰延税金負債　合計	5,243
繰延税金資産の純額	336,087

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引価格（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	ファーストエボリューション㈱	92.5	保証債務、役員の兼任	債務保証（注）	244,444	－	－
				業務受託料の受取	3,760	未収入金	814

（注）1. 債務保証は、金融機関からの借入金に対するものであります。なお、保証料の受領は行っておりません。
2. 取引条件決定方針等
業務受託料については、業務の内容を勘案して決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「注記事項(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額　721円22銭
1株当たり当期純利益金額　81円45銭

(注) 当社の「株式給付信託（J-ESOP)」及び「役員株式給付信託（BBT-RS)」において株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当事業年度末226,700株、期中平均株式数239,626株)。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年７月12日

ファーストコーポレーション株式会社
取締役会　御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	早崎　信
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大橋　睦
指定社員 業務執行社員	公認会計士	立澤隆尚

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ファーストコーポレーション株式会社の2023年６月１日から2024年５月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファーストコーポレーション株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年７月12日

ファーストコーポレーション株式会社
取締役会　御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　早崎　信

指定社員 業務執行社員　公認会計士　大橋　睦

指定社員 業務執行社員　公認会計士　立澤隆尚

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ファーストコーポレーション株式会社の2023年６月１日から2024年５月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年６月１日から2024年５月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討をいたしました。

２．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年７月22日

ファーストコーポレーション株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　藤　倉　正　巳　㊞

監査等委員（社外監査等委員）諸　橋　隆　章　㊞

監査等委員（社外監査等委員）植　野　和　宏　㊞

以上

第13回 定時株主総会会場ご案内図

会場 … 東京都港区赤坂一丁目８番１号
赤坂インターシティAIR ３階
赤坂インターシティコンファレンス
電話（03）5575-2201

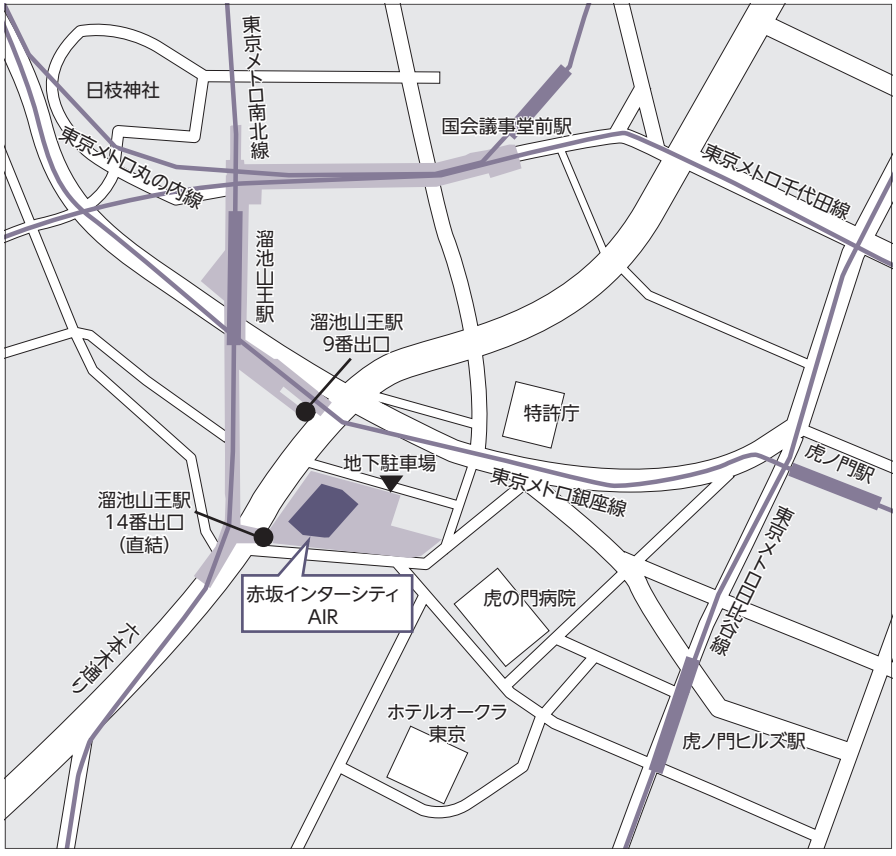

最寄り駅 … 東京メトロ　銀座線　溜池山王駅　14番出口より地下通路直結
南北線　9番出口より徒歩約２分
千代田線　国会議事堂前駅　14番出口より地下通路直結
丸ノ内線　9番出口より徒歩約２分

ミックス
紙｜責任ある森林管理を支えています
FSC® C022915
FSC
www.fsc.org